

市・県民税申告書の送付

市・県民税の申告書は、昨年度の申告状況などにより2月3日(金)頃に発送します。

なお、申告書は市役所市民税課と本納支所に用意してあります。

※すべての方に送付していませんので、申告が必要な方も届かない場合があります。また平成29年度は申告が不要な方にも申告書が届く場合があります。

療費控除について

本人や家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるときは、次により計算した金額を所得から差し引くことができます。

介護保険の認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降の方は、医師が発行するおむつ使用証明書に代えて、市で発行する書類により医療費控除が認められる場合があります。

医療費控除の計算方法

$$\begin{aligned} & \text{控除額(最高200万円まで)} = \\ & \quad \text{その年に支払った医療費} \\ & - \text{所得の5\% (10万円を超える場合は10万円)} \\ & - \text{※保険金などで補填される金額} \end{aligned}$$

保険金などで補填される金額とは、①社会保険などから支給を受ける療養費、高額療養費、出産一時金などのほか、②医療費の補填を目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院給付金などのこと。

※対象にならない費用

美容整形や健康診断の費用(診断の結果、重大な疾病が見られ、引き続き治療を受けることになった場合の診断費用は対象)、インフルエンザの予防接種代、通院に使用した自家用車のガソリン代や駐車場代、健康増進のためのサプリメントや食品の購入代など。
※医療費は、平成28年中に実際に支払ったものに限って控除の対象となります。

◆添付書類

医療費の領収書など
※健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は、

「領収書など」には当たりませんのでご注意ください。(税務署に「医療費の明細書」が用意されています)

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)について

◆対象

所得税及び復興特別所得税を納める方が、住宅ローンなどを利用してマイホームを新築・購入・増改築などをしたときは、一定の要件に当てはまれば、住宅ローン控除を受けることができます。所得税額から控除しきれない場合は、限度額の範囲内で市・県民税から控除されます。

※居住年月日によつては、市・県民税からの控除が受けられない場合があります。
※サラリーマンの方は、1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整で控除が受けられます。

な税制改正について

①平成28年分以降の所得税および平成29年度以降の住民

税から適用されるもの

◆住宅借入金等特別控除の延長
居住年の適用期限がさらに1年半延長されました(平成33年12月31日まで)。

◆国外に居住中の親族を扶養する場合の書類添付等の義務化

国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除または障害者控除の適用を受ける場合は、親族関係が確認できる書類と、送金関係が確認できる書類を確定申告書に添付、もしくは提示することが必要になりました。

なお、年末調整等において、すでに親族関係書類および送金関係書類の添付、提示をしている場合は必要ありません。

②平成29年分以降の所得税および平成30年度以降の住民税から適用されるもの

◆セルフメディケーション(自主服薬) 推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設
この制度は、従来からの「医療費控除」との選択制で、平成30年に行う平成29年分の申告から対象となります(平成33年12月31日まで)。

特定健診や予防接種などの

一定の取り組みを行う個人が、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬など)の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額につき、8万8千円を限度に所得控除をとることができる仕組みです。



お問い合わせは、

・税務署電話相談センター

☎221166

※3月15日(水)まで開設(土・日・祝日を除く8時30分~17時)。音声ガイダンスが流れますので、「0」番を選択してください。

くわしくは、国税庁ウェブページ→<http://www.nta.go.jp/>をご覧ください。

・市民税課(2階)
☎201577、FAX201609へ。